

障がい分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
障害者支援施設	障害者総合支援法 第5条第11項	施設に入所する障がい者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談・助言等の日常生活上の支援を行う施設。施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型）を行う。	第一種社会福祉事業	障害者支援施設
施設障害福祉サービス	障害者総合支援法 第5条第1項	障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）及び児童福祉施設で行われる施設入所支援、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型をいう。		
施設入所支援	障害者総合支援法 第5条第10項	施設に入所する障がい者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談・助言等の日常生活上の支援を行う。		
生活介護	障害者総合支援法 第5条第7項	障害者支援施設、のぞみの園及び児童福祉施設で行われる生活介護		
自立訓練	障害者総合支援法 第5条第12項	障害者支援施設、のぞみの園及び児童福祉施設で行われる自立訓練		
就労移行支援	障害者総合支援法 第5条第13項	障害者支援施設、のぞみの園及び児童福祉施設で行われる就労移行支援		
就労継続支援B型	障害者総合支援法 第5条第14項	障害者支援施設、のぞみの園及び児童福祉施設で行われる就労継続支援B型		
障害福祉サービス事業	障害者総合支援法 第5条第1項	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助（施設障害福祉サービスを除く。）を行う事業をいう。	第二種社会福祉事業	障害福祉サービス事業
居宅介護（ホームヘルプ）	障害者総合支援法 第5条第2項	ホームヘルパーが障がい者（児）の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の生活全般にわたる援助を行う（サービスの内容として、身体介護、家事援助、通院等介助、通院等乗降介助がある。）。		
重度訪問介護	障害者総合支援法 第5条第3項	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい・精神障がいがあり、常時介護を必要とする障がい者に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行う。		
同行援護	障害者総合支援法 第5条第4項	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供（代筆・代読を含む。）するとともに、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、必要な援助を行う。		
行動援護	障害者総合支援法 第5条第5項	知的障がい・精神障がいにより自分一人で行動することが著しく困難で、常時介護を必要とする障がい者（児）に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出前後の着替えや移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行う。		

障がい分野の事業

施設、事業、サービスの名称		根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
	療養介護	障害者総合支援法第5条第6項	病院に長期間入院し、医療と併せて常時介護を必要とする障がい者に対して、主として昼間に病院で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や日常生活上の世話を行う。		
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項	常時介護を必要とする障がい者に対して、主として昼間に障がい者支援施設等で、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会等を提供する。		
	短期入所（ショートステイ）	障害者総合支援法第5条第8項	自宅で介護する人が病気の場合などに、自宅での生活に支障がある障がい者（児）を、障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、必要な支援を行う。		
	重度障害者等包括支援	障害者総合支援法第5条第9項	常時介護を要し、介護の必要度が特に高い障がい者（児）に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等複数の障害福祉サービスを包括的に提供する。		
	自立訓練	障害者総合支援法第5条第12項	障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練、生活等に関する相談・助言等の支援を行うもので、次の3つがある。	(障害者支援施設、のぞみの園及び児童福祉施設で行われる自立訓練を除く。)	
	自立訓練（機能訓練）	障害者総合支援法規則第6条の6第1号 第6条の7第1号	身体障がい者に対し、施設又は居宅において理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション等を行う。		
	自立訓練（生活訓練）	障害者総合支援法規則第6条の6第2号 第6条の7第2号	知的障がい者又は精神障がい者に対し、施設又は居宅において入浴、排せつ、食事などの自立した日常生活を営むために必要な訓練等を行う。		
	宿泊型自立訓練	障害者総合支援法規則第25条第6号	知的障がい者又は精神障がい者に対し、夜間や休日に、施設の居室を利用しながら、家事などの日常生活能力を向上させる生活訓練等を行う。		
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項	一般企業への就労を希望する65歳未満の障がい者に対し、一定期間、生産活動等の機会の提供を通じて行う就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、職場の開拓、職場定着のために必要な相談、支援等を行う。	(障害者支援施設、のぞみの園及び児童福祉施設で行われる就労移行支援を除く。)	
	就労継続支援	障害者総合支援法第5条第14項	一般企業等への就職が困難な障がい者に対し、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うもので、次の2つがある。		
	就労継続支援A型	障害者総合支援法規則第6条の10第1号	継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者に対し、雇用契約を基づき支援する。雇用契約を締結した者は、労働基準法その他の労働関係法規の適用を受ける「労働者」に該当する。	(障害者支援施設、のぞみの園及び児童福祉施設で行われる就労継続支援B型を除く。)	
	就労継続支援B型	障害者総合支援法規則第6条の10第2号	就労の機会等を通じて生産活動の知識及び能力の向上や維持が見込まれる障がい者に対し、雇用契約は結ばず支援する。1月当たりの工賃は、平均3,000円以上とされている。		

障がい分野の事業

施設、事業、サービスの名称		根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
	就労定着支援	障害者総合支援法 第5条第15項	就労移行支援等を利用して一般就労した障がい者に対し、就労の継続を図るため、就労に伴い生じる生活面での課題を把握するとともに、課題の解決に向けた企業や医療機関との連絡調整や指導・助言等の支援を行う。		
	自立生活援助	障害者総合支援法 第5条第16項	居宅で生活する単身等の障がい者に対して、定期的な巡回訪問や随時の対応により、居宅での自立した日常生活を営む上での課題等を把握し、必要な情報提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等、自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。		
	共同生活援助（グループホーム）	障害者総合支援法 第5条第17項	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者に対して、主として夜間や休日において、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うもので、次の3つがある。		
	共同生活援助 (介護サービス包括型)	障害者総合支援法 第5条第17項	事業所の従業者が、相談や家事等の日常生活上の援助と入浴等の介護を合わせて行う。		
	日中サービス支援型 共同生活援助	基準省令 第213条の2	事業所の従業者が、24時間体制を確保し、相談や家事等の日常生活上の援助と入浴等の介護を合わせて行う。		
	外部サービス利用型 共同生活援助	基準省令 第213条の12	事業所の従業者が、相談や家事等の日常生活上の援助のみを行い、入浴等の介護は事業所が委託契約を結んだ指定居宅介護事業者が行う。		
一般相談支援事業		障害者総合支援法 第5条第18項	基本相談支援に加え、地域相談支援を行う。施設や病院等に入所・入院している障がい者が地域生活へ移行するための支援を行う。また、居宅において単身等で生活している障がい者の常時の連絡体制の確保や緊急時の支援を行う。	第二種社会福祉事業	一般相談支援事業
	基本相談支援	障害者総合支援法 第5条第19項	障がい者や家族からの相談に応じて、障がい福祉に関する様々な内容に関し、情報提供や助言を行うとともに、市区町村や福祉・就労・保健・医療等の各種サービスとの連絡調整等を行う。全ての相談支援業務（計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援）において共通するベースとなるもの。		
	地域相談支援	障害者総合支援法 第5条第18項	一般相談支援事業者が行うもので、地域移行支援と地域定着支援からなる。		
	地域移行支援	障害者総合支援法 第5条第20項	施設や精神科病院からの退所・退院に当たって支援を要する障がい者に対し、施設や病院の職員と連携しながら、住居の確保など地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験利用、体験宿泊等を行う。		
	地域定着支援	障害者総合支援法 第5条第21項	居宅において単身等で生活する障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の支援を行う。		

障がい分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
特定相談支援事業	障害者総合支援法 第5条第18項	基本相談支援に加え、計画相談支援を行う。障害福祉サービスの利用申請に当たり、ケアマネジメントプロセスに沿って障がい者(児)本人の意思と同意のもとにサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとに検証(モニタリング)を行い、計画の見直し等を行うとともに、サービス事業者等の関係機関との連絡調整などの支援を行う。	第二種社会福祉事業	特定相談支援事業
基本相談支援	障害者総合支援法 第5条第19項	障がい者や家族からの相談に応じて、障がい福祉に関する様々な内容に関し、情報提供や助言を行うとともに、市区町村や福祉・就労・保健・医療等の各種サービスとの連絡調整等を行う。全ての相談支援業務(計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援)において共通するベースとなるもの。		
計画相談支援	障害者総合支援法 第5条第18項	特定相談支援事業者が行うもので、サービス利用支援と継続サービス利用支援からなる。		
サービス利用支援	障害者総合支援法 第5条第22項	障がい者の心身の状況やその置かれている環境等を勘案し、利用する障害福祉サービスや地域相談支援の種類・内容を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画を作成する。		
継続サービス利用支援	障害者総合支援法 第5条第23項	サービス等利用計画が適切かどうかを一定期間ごとに検証(モニタリング)し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行う。		
市町村の地域生活支援事業	障害者総合支援法 第77条	障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により事業を計画的に実施する。市町村が行う必須事業は次のとおり。 ①理解促進研修・啓発事業、②自発的活動支援事業、③相談支援事業、④成年後見制度利用支援事業、⑤成年後見制度法人後見支援事業、⑥意思疎通支援事業、⑦日常生活用具給付等事業、⑧手話奉仕員養成研修事業、⑨移動支援事業、⑩地域活動支援センター機能強化事業	—	—
移動支援事業	障害者総合支援法 第5条第26項	外出が困難な障がい者(児)に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時に、ガイドヘルパーを派遣し、目的地までの誘導、移動中の付き添い及び促し、外出先での読み書き、見守り、排せつ、食事、車いす等の介助などの移動において必要な介助及び介護を行う。	第二種社会福祉事業	移動支援事業
地域活動支援センター	障害者総合支援法 第5条第27項	障がい者(児)に創作的活動又は生産活動の機会の提供することにより、社会との交流の促進し、自立した生活を支援する施設。次の3類型がある。	第二種社会福祉事業	地域活動支援センター
地域活動支援センターⅠ型	地域活動支援事業 実施要綱 別記10の2(1)ア	精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための事業を実施するとともに、相談支援事業を行う。		
地域活動支援センターⅡ型	地域活動支援事業 実施要綱 別記10の2(1)イ	地域において就労が困難な在宅障がい者に対し、入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等を行う。		

障がい分野の事業

施設、事業、サービスの名称		根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)	
	地域活動支援センターⅢ型	地域活動支援事業 実施要綱 別記10の2(1)ウ	旧小規模作業所の運営実績を5年以上有するもので、創作的活動、生産活動の機会の提供等の支援を行う。			
	福祉ホーム	障害者総合支援法 第5条第28項	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者に対し、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う。常時の介護や医療を必要とする状態にある場合は対象外。	第二種社会福祉事業	福祉ホーム	
	相談支援事業	障害者総合支援法 第77条第3号	障がい者や保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるように支援する。市町村が行う事業だが、指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者に委託することができる。	公益事業	市町村の相談支援事業 (受託事業)	
その他	自立支援医療	障害者総合支援法 第5条第24項	心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するため公費で医療費を給付する。指定を受けた受給者証に記載された指定自立支援医療機関における治療や調剤、訪問看護等が給付の対象になる。次の3種類がある。	公益事業	自立支援医療	
		育成医療	障害者総合支援法 施行令 第1条の2第1号			身体障害者手帳の交付を受けた障がい者（18歳以上）で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者に対して、生活の能力を得るために必要な医療を行う。
		更生医療	障害者総合支援法 施行令 第1条の2第2号			身体に障がいのある児童（18歳未満）で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者に対して、その更生のために必要な医療を行う。
		精神通院医療	障害者総合支援法 施行令 第1条の2第3号			統合失調症などの精神疾患のある者で、通院による精神医療が継続的に必要な者に対し、病院又は診療所へ入院することなく精神医療を行う。
	補装具	障害者総合支援法 第5条第25項	障がい者(児)が日常生活上において必要な移動や動作等を確保するために、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、購入又は修理に要した費用（基準額）から所得に応じた自己負担額を差し引いた額を補装具費として市町村から支給する。	—	—	
障害児入所施設		児童福祉法 第42条	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与等を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。	第一種社会福祉事業	障害児入所施設	
	福祉型障害児入所施設	児童福祉法 第42条第1号	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設。			
	医療型障害児入所施設	児童福祉法 第42条第2号	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行うとともに、治療を行う施設。福祉型との違いは医療の提供の有無。自閉症児、肢体不自由児、重症心身障がい児が対象。			
	障害児入所支援	児童福祉法 第7条第2項	障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う。また、これらの障がい者のうち自閉症児、肢体不自由児、重症心身障がい児に対して、治療を行う。			

障がい分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
障害児通所支援事業	児童福祉法 第6条の2の2第1項	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業をいう。	第二種社会福祉事業	障害児通所支援事業
児童発達支援	児童福祉法 第6条の2の2第2項	未就学の障がい児を通わせて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。次の2類型がある。		
児童発達支援センター	児童福祉法 第6条の2の2第2項 第43条第1号	児童福祉施設として、施設の有する専門機能を生かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。		
児童発達支援事業	児童福祉法 第6条の2の2第2項	児童発達支援センター以外の事業所で行う児童発達支援で、もっぱら利用障がい児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場。		
医療型児童発達支援	児童福祉法 第6条の2の2第3項 第43条第2号	未就学の障がい児を通わせて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、治療を行う。児童福祉施設である医療型児童発達支援センター又は指定医療機関で支援を行う。上肢、下肢又は体幹機能に障がいがあり、理学療法等の機能訓練や医学的管理下での支援等が必要な児童が対象。		
放課後等デイサービス	児童福祉法 第6条の2の2第4項	学校通学中の障がい児を通わせて、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行う。提供するサービスは、自立した日常生活を営むために必要な訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供など。		
居宅訪問型児童発達支援	児童福祉法 第6条の2の2第5項	重度の障がい等により、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う。		
保育所等訪問支援	児童福祉法 第6条の2の2第6項	保育所等に通う障がい児について、障がい児に対する指導経験のある訪問支援員が通い先の保育所等を訪問し、障がい児に対する集団生活に適応するため専門的な訓練や、保育所等のスタッフに対する支援方法等の指導を行う。		
障害児相談支援事業	児童福祉法 第6条の2の2第7項	障害児相談支援を行う事業をいう。	第二種社会福祉事業	障害児相談支援事業
障害児相談支援	児童福祉法 第6条の2の2第7項	障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行う。障がい児が障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）を利用するに当たり、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとに検証（モニタリング）を行い、計画の見直し等を行う。		

障がい分野の事業

施設、事業、サービスの名称		根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
	障害児支援利用援助	児童福祉法 第6条の2の2第8項	障害児通所支援の利用申請手続において、障がい児の心身の状況やその置かれている環境、障がい児又は保護者の意向等を勘案し、利用する障がい児通所支援の種類・内容を定めた障害児支援利用計画を作成し、給付決定等があった後に、指定障害児通所支援事業者等との連絡調整等を行うとともに、給付決定等の内容を反映した障害児支援利用計画を作成する。		
	継続障害児支援利用援助	児童福祉法 第6条の2の2第9項	障害児支援利用計画が適切かどうかを一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行う。		
共生型サービス		介護保険法 第72条の2	⇒高齢・介護分野の事業	指定を受ける事業の取扱いに従う	指定を受ける事業の取扱いに従う